

議案第 1 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている生活者の支援及びマイナンバーカードの普及促進を目的として、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書の手数料を時限的に減額するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例）

- 4 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1の1の項1の目の規定の適用については同目中「350円」とあるのは「10円」と、別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項の規定の適用については当該各項中「200円」とあるのは「10円」とする。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例)</u></p> <p><u>4 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1の1の項1の目の規定の適用については同目中「350円」とあるのは「10円」と、別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項の規定の適用については当該各項中「200円」とあるのは「10円」とする。</u></p>	<p>附 則</p>